
山口事務所発：人事労務レポート速報版 vol.72(平成 26 年 9 月 16 日)

こんにちは。

毎月お送りしている「人事労務レポート」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【目次】

1. 10 月 1 日から関東 1 都 3 県の最低賃金が変わります
2. 帰宅困難者対策条例における会社の努力義務
3. 育児休業中に就労した場合の育児休業給付金

■ 社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

1. 10 月 1 日から関東 1 都 3 県の最低賃金が変わります

10 月 1 日より、関東 1 都 3 県の最低賃金額が改定されます。

東京都：888 円 ([http://tokyo-](http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/houdou/2014/_120758.html)

[roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/houdou/2014/_120758.html](http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/houdou/2014/_120758.html))

千葉県：798 円 ([http://chiba-](http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0108/3891/201482683916.pdf)

[roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0108/3891/201482683916.pdf](http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0108/3891/201482683916.pdf))

埼玉県：802 円 ([http://saitama-](http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/topics/2014/topics20140829-01.html)

[roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/topics/2014/topics20140829-01.html](http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/topics/2014/topics20140829-01.html))

神奈川県：887 円 ([http://kanagawa-](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0110/7463/H26_saitin.pdf)

[roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0110/7463/H26_saitin.pdf](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0110/7463/H26_saitin.pdf))

他の道府県も 10 月 1 日以降、順次改定されます。

10 月分の給与計算を行う際は各人の時間単価を確認の上、最低賃金を下回る従業員は給与額を改定しましょう。

厚生労働省では最低賃金に関する特設サイトを開設しています。

各都道府県の最低賃金額や最低賃金の確認方法などを解説していますので、ぜひ一度下記のリンク先をご参照下さい。

厚生労働省最低賃金特設サイト：<http://pc.saiteichingin.info/>

2. 帰宅困難者対策条例における会社の努力義務

3年前の東日本大震災において、多数の帰宅困難者が発生しました。大規模災害時の帰宅困難者による混乱と事故の発生等を防止するため、東京都では平成25年4月に「東京都帰宅困難者対策条例」が施行され、企業等に対して一定の努力義務を課しています。

企業の主な努力義務

- ・従業員との連絡手段を確保する。
- ・従業員に家族等の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や、徒歩による帰宅経路の確認等をさせる。
- ・大規模災害発生時は、事業所等の安全性を確認し、従業員の一斉帰宅を抑制し、施設内に待機させる。
- ・従業員の施設内待機のため、3日分の飲料水や食料等を備蓄する。

※3日分の備蓄の目安(従業員1人当たり)

- ・水:9リットル(1日3リットル)
- ・主食:9食(1日3食)
- ・毛布:1枚

東京商工会議所が行ったアンケートでは、条例自体の認知度が6割、3日分の備蓄がある企業は5割となっています。

食料などの備蓄は費用、保管スペースのため難しい面がありますが、いざというときのために備えを十分にしましょう。労使間の信頼にもつながります。

東京都帰宅困難者対策条例の概要:

http://www.bousai.metro.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/536/jyoureirihu.pdf

東京商工会議所アンケート:

<http://www.tokyo-cci.or.jp/page.jsp?id=35430>

3. 育児休業中に就労した場合の育児休業給付金

10月1日から、育児休業中に就労した場合の育児休業給付金の取り扱いが下記のように変更となります。

【現在】

支給単位期間中に11日以上就労した場合、その支給単位期間は不支給。

【変更後】

10月1日以降の最初の支給単位期間からは、10日を超えて就労した場合でも就労時間が80時間以下であれば給付金を支給。

※支給単位期間：育児休業を開始した日を起算日とした1ヶ月ごとの期間

今回の改正で、在宅勤務等で1日数時間だけ10日を超えて働いたような場合も給付を受けられるようになります。

なお、就労した場合に支払われる給与と給付金の調整については変更ありません。

参考：http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000042797_2.pdf

＊毎月1回、メールでも配信しています。メール配信をご希望の方は、下記の連絡先までお気軽にご連絡ください。

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆：望月孝次、佐藤貴之

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F

TEL:03-5775-0762 FAX:03-5775-0763

Homepage：<http://www.ys-office.co.jp>

Facebook：<http://www.facebook.com/ysoffice>

★5月30日に代表山口の新著が発売されました。

「裁判事例から見える労務管理の対応策」(新日本法規出版)

http://www.sn-hoki.co.jp/shop/product/book/detail_50857.html